

6生福第2387号  
令和6年8月 7日

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県高齢福祉課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の夏の感染拡大に備えた  
注意喚起について(通知)

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、日頃より格段の御理解と御尽力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況は西日本を中心とし全国的に新規感染者数が増加しております。本県においても令和6年7月22日から7月28日までの1週間における定点当たりの報告数が11.16人となり増加傾向が続いており、例年、お盆にかけて感染者数が増加することから注意が必要な状況です。

つきましては、今後、想定される感染拡大にも対応できる体制を備えるため、下記について御留意のうえ、感染対策の強化への御協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の関連情報については、下記のとおり本県のホームページに掲載しています。

記

1 高齢者施設等における対応

- ・高齢者施設等については、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の引き続きの取組みをお願いします。
- ・令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における感染症対応力の向上を目的として、「高齢者施設等感染対策向上加算」が創設されており、本加算の取得を推進することにより、平時における感染対策及び医療機関との連携体制の確保をお願いします。
- ・高齢者施設等における感染対策については、「高齢者施設等における感染対策等について」(令和5年4月18日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)(※)において高齢者施設等における感染対策として重要と考えられる点がまとめられています。

(※)「高齢者施設等における感染対策等について」(令和5年4月18日付け事務連絡) <https://www.mhlw.go.jp/content/001089956.pdf>

・(参考)

診療報酬における感染対策向上加算を届出している医療機関においては、施設基準において、介護保険施設等から求めがあった場合には当該施設等に赴いて実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、研修を合同で実施することが望ましい、とされています。

## 2 関連情報について

### (1) 新型コロナウイルス感染症情報（福島県感染症対策課）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045i/covid19-portal.html>

### (2) 感染症発生動向調査報告（福島県衛生研究所）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21910a/kansenshojoho.html>

## 3 介護現場における感染対策の手引き等について

厚生労働省作成の「介護現場における感染対策の手引き（第2版）」について、感染症法上の位置付け変更等を踏まえ、より介護現場の皆様にご活用いただけるよう「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」が令和5年9月に作成されていますので、改めてお知らせいたします。

また、手引きの概要版として、「介護職員のための感染対策マニュアル（施設系・通所系・訪問系ごとに作成）」や、「感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）」についても令和5年12月に見直しされていますので併せて御活用ください。

- ・「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001155694.pdf>

- ・「感染対策普及リーフレット（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001206496.pdf>

- ・「【概要版：施設系】介護職員のための感染対策マニュアル（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001199341.pdf>

- ・「【概要版：通所系】介護職員のための感染対策マニュアル（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001199342.pdf>

- ・「【概要版：訪問系】介護職員のための感染対策マニュアル（第3版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001199343.pdf>